

11月臨時議会の概要

11 月臨時議会を 11月7日に開催しました。まず、市長から「上告受理の申立てについて」の議案が提出され、提案説明の後、質疑を行い、提出議案を地域福祉委員会に付託し、議案の審査を行いました。その後、地域福祉委員長から付託議案について審査結果の報告があり、討論を行った後、採決の結果、可決しました。

最後に、11月24日まで休会とすることを決定し、散会しました。

委員会での主な議案審査状況

地域福祉委員会

議案第80号 上告受理の申立てについて



11月7日

生活保護の停止処分を違法とした判決に係る上告受理の申立て

【概要】 令和4年10月に本市を被告として提訴された鈴鹿市運転記録票提出指導違反処分取消等請求事件の訴訟について、令和6年10月30日に名古屋高等裁判所にて判決が言い渡されたが、本市の主張が認められない内容であったため、上告受理の申立てを行うに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑 鈴鹿市が上告する判断をしたのか。

答弁 代理人弁護士および上級省庁と協議を行って本市が判断した。

質疑 鈴鹿市の生活保護受給者で自動車の保有が認められている人は何人いるのか。

答弁 自動車の保有・使用を認めているケースはない。処分を保留しているケースは3件である。

討論(要旨)

討論は議案に対する賛否の態度、考え方を明らかにするものです(討論順)。

議決一覧

(11月臨時議会)

<議案第80号について>

諸派 (日本共産党) 高橋 さつき 議員

議案第80号に反対

1審2審とも市が行政権の裁量を逸脱していると明確な敗訴。上告受理の申し立ては、圧倒的多数が不受理である。上告理由は説明せず、税金で費用を出してくれなど納得できない。時間と費用の無駄である。



【○：賛成 ×：反対】

議案など	会派名 ()は所属議員数	新緑 風会 (8)	自由 市民 議団 (7)	市民 の 声 (5)	諸 公 明 派 (2)	諸 公 明 派 (2)	諸 公 明 派 (2)	無 所 属 (1)	議決 結果
議案第80号 上告受理の申立てについて		○	○	※1	○	○	×	○	原案 可決

議長は原則として採決に加わりません。

※1 中西大輔議員、市川昇議員、藤井栄治議員は賛成、市川哲夫議員、菟田啓介議員は反対。